

大分市消防団災害対応活動指針を次のように定める。

令和7年12月17日

大分市消防局長 原田浩司

大分市消防団長 得丸昭一

## 大分市消防団災害対応活動指針

### 目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 災害出動（第6－第16条）

第3章 火災種別ごとの出動および活動（第17条－第22条）

第4章 自然災害等における出動および活動

　　第1節 地震・津波対応（第23条－第28条）

　　第2節 風水害対応（第29条－第31条）

第5章 その他の災害等における出動および活動（第32条－第34条）

第6章 安全管理（第35条－第45条）

第7章 広域災害対応

　　第1節 応援出動（第46条－第53条）

　　第2節 受援体制（第54条－第57条）

第8章 災害時の女性分団の活動（第58条－第65条）

第9章 計画の運用（第66条－第67条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この計画は、大分市地域防災計画および大分市消防計画で定める、火災・地震・風水害など各種災害における大分市消防団の基本的な対応方針と行動の整理を図り、既存計画を補う形でより実践的な活動指針を示すことを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 この計画は、大分市消防団（以下、「消防団」という。）が地域の実情に応じて行う

火災対応、各種災害時の救助・避難誘導、国民保護活動およびその他必要とされる活動に適用する。

(外国籍を有する消防団員)

第3条 消防団員（以下、「団員」という。）のち、外国籍を有する者は、広報・支援・後方活動などの一般的な消防団の活動には制限なく従事できるものとするが、法令により権限を有することが求められる行為については、従事できない。

(消防器具)

第4条 各分団は、災害出動時に規則で定める設備資材を活用することができ、その詳細は本計画の別表第1に示すとおりとする。

2 設備資材の更新は、大分市消防計画によるものほか、器具の使用年限、使用状況等を勘案して更新することができる。

(出動対象)

第5条 消防団は以下の災害に際し出動する。

- (1) 火災の鎮圧に関するもの
- (2) 救助活動に関するもの
- (3) 地震、風水害等の自然災害における予防、警戒、防除および住民の避難誘導等に関するもの
- (4) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民避難の誘導等、国民保護に関するもの
- (5) 社会的影響が大きい事故、その他の特異な事象
- (6) その他、消防団長（以下、「団長」という。）が必要と認めるもの

## 第2章 災害出動

(出動指示)

第6条 方面隊長は、災害発生時において、所管する区域内の分団に対し出動の指示を行うものとする。

2 円滑な初動対応を確保するために必要と認められるときは、あらかじめ定めた命令に基づき、副方面隊長または当該分団の分団長が出動を指示することができる。

3 前項においては、後刻、方面隊長に速やかに報告し、指揮命令系統の一体性を維持するものとする。

(出動区分)

第7条 消防団の災害出動は、原則として各分団が所管する区域内の災害に対して行うも

のとする。ただし、災害が分団の所管する区域の境界付近で発生した場合、または明野地区において発生した場合には、隣接する分団もあわせて出動するものとする。

2 方面隊長は、必要と認めた場合、他の分団に出動を指示することができる。この際には、付与する任務を明確にするとともに、速やかに大分市消防局（以下「消防局」という。）の現場最高指揮者へ報告し、現場における統制の一体性を確保するものとする。

#### （方面隊管轄外への出動）

第8条 団長は、必要と認めた場合、当該災害を所管する方面隊以外の方面隊に出動を指示することができる。ただし、災害が分団の所管する区域の境界付近で発生し、出動により方面隊の管轄を越えることとなる場合の出動は、あらかじめ団長が承認した運用に基づくものとする。

2 活動中は、当該災害発生場所を所管する方面隊の指揮下に入り、関係する方面隊長間で連携を図るものとする。

#### （出動指示の伝達方法）

第9条 団員への出動指示は、大分市消防団本部（以下、「団本部」という。）または方面隊においてあらかじめ定めた方法により、迅速かつ確実に行うものとする。

2 伝達にあたっては、出動内容等必要な情報を正確に伝えるよう努めるものとする。  
3 団員は、指示を受けた場合、速やかに応答または参集するよう努めなければならない。  
4 団員が災害を自ら覚知した場合は、おおいた消防指令センターに通報するとともに、速やかに分団長に状況を報告するものとする。

#### （出動手段）

第10条 災害出動にあたっては、原則として小型動力ポンプ積載車その他の消防団車両（以下、「積載車等」という。）を使用し、車庫詰所を拠点として出動するものとする。

2 団員の居住地、勤務地または外出先が災害現場の至近である場合に限り、安全が確保されていると本人が判断したときは、徒歩等により現場に向かうことができる。  
3 出動手段の選定にあたっては、現場の安全、交通状況、他の緊急車両の通行を妨げないよう十分に配慮するものとする。

#### （積載車等に乗車できなかった場合の対応）

第11条 車庫詰所に参集した団員が積載車等に乗車できなかった場合、現場に向かう、または、帰宅するかについて、分団長の判断を仰がなければならない。ただし、事前に分団長から徒歩等による出動について適切とする指示がある場合に限り、現場に徒歩等で向かうことができる。

#### (方面隊本部・分団本部の設置)

第 12 条 方面隊長および分団長は、必要に応じて方面隊本部または、分団本部を設置し、その設置場所については次の区分により速やかに報告しなければならない。

- (1) 火災の場合は、消防局現場最高指揮者へ報告する。
- (2) 風水害、地震・津波、その他の災害の場合は、団本部へ報告する。

#### (出動報告および指揮系統)

第 13 条 災害に出動した団員は、現場到着後、速やかに分団長に出動状況を報告するものとする。

- 2 分団長が現場に不在である場合、当該分団内で最も階級の高い団員に報告するものとする。
- 3 前項により報告を受けた者は、当該分団の出動状況を速やかに消防局の現場最高指揮者に連絡し、消防局と連携して活動を行う。

#### (出動態勢)

第 14 条 方面隊長は、災害の状況に応じて、応援出動が必要となる可能性のある分団に対し、出動待機を指示することができる。

- 2 前項により出動待機の指示を受けた団員は、可能な限り迅速に参集できるよう準備するなど、待機指示に応じられるよう努めるものとする。
- 3 団長は、大規模火災または長時間の活動が見込まれる場合、大分市消防計画第 9 章非常招集計画の定めに基づき、必要な団員を招集するとともに、複数方面隊による出動態勢をとることができる。

#### (団長の出動)

第 15 条 団長は、団指揮車等で出動し、団全体の統括指揮にあたることができる。

- 2 団長は、必要に応じ、災害地を所管する方面隊以外に所属する方面隊長を随行させ、出動することができる。
- 3 消防局長（以下、「局長」という。）は、団長の出動に際して、消防局職員を帯同させることができる。

#### (出動報告と活動記録)

第 16 条 出動後、分団長は、平常時を含む消防団活動全般に適用される大分市消防団処務要綱第 11 条に基づき、活動を記録し、人員や設備資材等に異状を認めたときには速やかに方面隊長に報告しなければならない。

### 第3章 火災種別ごとの出動および活動

#### (一般火災)

第17条 建物火災などの一般火災が発生した場合、消防団は消火活動のほか、避難誘導、警戒警備、資機材搬送など、状況に応じた支援活動を行う。

2 延焼拡大の恐れがある大規模火災に際しては、消防局と連携しながら、広域避難支援や住民対応を含む柔軟な態勢をとることを基本とする。

#### (林野火災)

第18条 林野火災が発生した場合、風向・延焼方向を考慮しながら、延焼拡大の防止を目的として活動を行う。

2 強風下による延焼拡大や住家への延焼など被害拡大が懸念される場合、延焼阻止、水利確保、避難誘導など広域支援体制の構築にあたる。

3 団長は、火災が広範囲に拡大した場合、大分市消防計画第9章非常招集計画に定めるところにより団員を招集するほか、消防局および本市災害対策本部と連携し、複数方面隊による出動態勢をとる。

#### (市街地大規模延焼火災)

第19条 強風下または木造密集地域において火災が発生し、隣接建物や街区への延焼が懸念される場合、消防団は大規模延焼火災を想定し、延焼阻止、水利確保、避難誘導など広域支援態勢の構築にあたる。

2 団長は、火災が複数街区に拡大した場合、前条第3項による体制をとる。

#### (事業所・危険物施設火災への対応)

第20条 事業所において発生した火災に対しても、所管する区域内の火災である場合は通常の火災と同様に出動対象とする。

2 危険物施設において火災が発生した場合は、施設内の危険物や可燃物の状況に十分留意し、消防局と連携のうえ、安全が確保された範囲で支援活動を行うものとする。

3 石油コンビナート等において火災その他の異常現象が発生した場合は、大分市地域防災計画および大分県石油コンビナート等防災計画に基づく出動要請により、消防局および関係機関と連携のうえ、当該事業所の敷地外において、周辺地区への広報活動、避難誘導等の活動を行うものとする。

#### (火災出動時の安全管理)

第21条 災害出動時におけるすべての活動において、団員の安全を最優先し、安全管理を徹底するものとする。

2 現場において、火勢・風向・煙害・地形等により安全確保が困難と判断される場合は、活動を中止し、速やかに退避するものとする。

(火災警報発令時の措置)

第 22 条 団長は、火災警報が発せられた場合、その旨を全団員に周知し、招集に応じられる態勢を可能な限り整え、警防及び予防態勢の強化を図らなければならない。

2 局長および署長から巡回広報の要請があった場合、各分団が所管する区域の巡回広報を行う。

3 火災発生時、火災の種別・規模・周辺状況を勘案し、通常時より多くの団員を出動させるよう努めるものとする。

## 第 4 章 自然災害等における出動および活動

### 第 1 節 地震・津波対応

(地震・津波対応)

第 23 条 震災時の消防団活動は、大分市地域防災計画（震災対策編）および大分市消防局震災対策計画のほか、次に定める。

(自主参集等)

第 24 条 以下に定める災害情報を受けた場合、団員はそれぞれの対応に従うものとする。

(1) 方面隊管内において、津波注意報が発表された場合、状況を注視し、方面隊長の指示に備える。

(2) 方面隊管内において、震度 5 弱の地震が観測された場合、方面隊長の指示により参集する。

2 次のいずれかに該当する場合は、出動指示がなくとも、あらかじめ定められた参集場所に参集し、広報、避難誘導、その他必要な消防団活動を実施するものとする。

(1) 方面隊管内において震度 5 強以上の地震が観測されたとき

(2) 管轄区域に津波浸水想定区域を有する分団において津波警報が発表されたとき

(3) 管轄区域に津波浸水想定区域を有する方面隊において大津波警報が発表されたとき

3 地震、その他の状況により参集が不適当と判断される場合、前項に問わらず方面隊長は参集を見合せ、待機するよう指示することができる。この場合、当該方面隊に所属する団員は、可能な限り迅速に参集できるよう準備するなど、以降の指示に速やかに応じられるよう努めるものとする。

#### (地震発生時の基本方針および情報収集)

第25条 大規模地震が発生した場合には、被害の拡大防止および人命の保護を最優先とし、地域の状況に応じて初動対応、情報収集等にあたるものとする。

2 団員は、徒步により収集した後、積載車等または徒步にて所管する区域内を巡回し、交通障害、倒壊家屋、火災、危険物漏洩、水利状況等の被害情報を把握し、分団長は、方面隊本部を通じて団本部へ報告するものとする。

3 巡回等により得られた情報はメモや写真等で記録し、速やかに分団長に報告する。

#### (地震時の活動)

第26条 初期消火にあたっては、火災の早期発見・鎮圧を図り、人命救助を最優先とする。消火水利が断たれている場合は、防火水槽や自然水利を活用する。

2 救助活動にあたっては、住民等から要救助者に関する情報を収集し、倒壊家屋や土砂災害現場において救出活動を行う。この場合、必要資機材の確保や住民との連携を図り、安全を確保したうえで活動するものとする。

3 避難支援は、避難行動要支援者への対応を優先しつつ、風向や火勢、道路状況をふまえて避難経路を示し、安全な場所への誘導を行うとともに、必要に応じて巡回警戒などの活動を通じて地域の安全確保に努める。

#### (津波情報発表の基本事項)

第27条 津波情報発表時においては、団員の安全を最優先とし、活動は正確な災害情報に基づき、時間的余裕と安全が確保された範囲で実施するものとする。

2 津波浸水想定区域に管轄区域を含む第1・2・5・6・7方面隊（以下「沿岸部消防団」という）は、津波浸水想定区域外に別表2のとおり収集場所を定める。積載車等は、安全を確認のうえ収集場所へ移動するものとする。ただし、積載車等の移動に時間的余裕がない場合は、団員の安全確保を最優先として、積載車等は残置することができる。

3 沿岸部消防団の活動は、津波到達予想時刻から出動・退避に必要な時間を差し引いた活動可能時間を設定する。

なお、退避については、高台を基本とし、時間的余裕がない場合は津波避難ビル等へ垂直退避する。

#### (地震対応における注意事項)

第28条 方面隊長は、余震や同時多発火災の危険、団員の過労やストレスによる二次被害を避けるため、交代による休息や体調管理に努め、災害現場における安全を確保するものとする。

2 地震・津波対応について、本計画に記載のない事項は、その都度収集した情報等から団長が判断し対応するものとする。

## 第2節 風水害対応

### (風水害対応の基本)

第29条 風水害時の消防団活動は、大分市地域防災計画（風水害等対策編）および大分市消防機関水防計画に定めるところによるほか、この指針に定める事項に基づき、安全を最優先として活動を行うものとする。

### (出動および活動)

第30条 団長は、災害発生状況のほか、本市災害警戒本部の設置を目安に大分市消防計画第9章非常招集計画に定めるところにより団員を招集する。

- 2 風水害時の出動にあたっては、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の危険区域には立ち入らず、活動は気象情報、水位情報に十分留意して実施する。
- 3 活動中、退避の必要があると判断した場合、分団長等の指示を待たずに団員の判断で安全な場所へ避難するものとする。

### (広報・警戒および連携)

第31条 広報活動や避難誘導は、地域の地形や被害状況を踏まえ、自主防災組織等と連携して行うものとする。

- 2 河川の水位観測、堤防の巡視、排水施設の警戒等は、水防管理者等の要請に基づき、安全が確保されたうえで実施することができる。
- 3 活動後は、方面隊本部を通じて団本部に状況を報告するものとする。

## 第5章 その他の災害等における出動および活動

### (多数傷病者事故等への対応)

第32条 大規模な交通事故、爆発事故、土砂災害等により、多数の傷病者が発生した場合における消防団の対応については、大分市消防計画および大分市救急救助業務計画に定めるところによる。

- 2 消防団は、消防局の現場最高指揮者からの要請により団長の指示で出動するものとする。
- 3 消防団が従事する活動は、次に掲げるものとする。
  - (1) 救出・救護活動の支援および二次災害の防止
  - (2) 傷病者の介護、誘導および担架による搬送
  - (3) その他、現場指揮者の指示に基づく支援活動

### (国民保護に係る対応)

第33条 消防団は、大分市国民保護計画に基づく避難の実施に際し、局長または消防署長

の所轄の下で行動し、自主防災組織、自治会等と連携して避難住民の誘導を行うものとする。

2 避難活動にあたっては、避難行動要支援者の情報確認および要避難地域内の残留者の把握を行うなど、地域とのつながりを生かした活動に努める。

3 活動にあたっては、消防団が保有する資機材・装備等の能力および通常の体制を踏まえ、団員に危険が及ばない範囲に限定して実施し、消防局・消防署と連携して活動を支援するものとする。

#### (行方不明者等の搜索への協力)

第 34 条 大分市消防計画第 14 章救急救助計画による消防局の搜索特命出動に伴い局長から協力要請があった場合は、団長の判断のもと、これに協力するものとする。

2 搜索活動については、大分市消防計画第 14 章救急救助計画に準じる。

3 自治会長等から消防団に対して直接要請があり、団長が必要と判断した場合は、本条の趣旨に準じて対応することができる。ただし、安心見守りネットワーク等に関連する所在確認については、本計画における搜索活動の対象とはしない。

## 第 6 章 安全管理

#### (安全管理の原則)

第 35 条 災害活動においては、団員の安全を最優先とし、無理な行動は行わないものとする。

2 方面隊長および分団長は、常に安全確認を行い、危険が予見される場合は直ちに活動を中止または退避を指示する。

#### (心理的安全性の確保)

第 36 条 団員は、相互に尊重し合い、階級や経験に関わらず、活動中における不安や体調の異変等について率直に発言できる雰囲気づくりに努めるものとする。

2 分団長等の指揮者は、団員の心理的安全に配慮し、威圧的・一方的な指示を避けるとともに、意思確認や声かけを通じて、安心して活動できる雰囲気づくりに配慮する。

3 分団長等の指揮者は、団員に精神的な負荷や不安が認められた場合は、交替・離脱を促し、活動後も声かけや休息の機会を設けるよう努める。

#### (健康状態にかかる安全管理)

第 37 条 団員は、活動前に自身の健康状態を確認し、体調が優れない場合は活動を行わないものとする。活動中に体調不良を感じた場合も、無理をせず、速やかに分団長等に申し出て活動を中止するものとする。

2 高温環境下においては、熱中症予防のため、水分・塩分補給、定期的な休憩、衣服の調

整等を行い、健康の維持に努める。

3 分団長等の指揮者は、団員の健康状態や気象状況等に留意しつつ、無理のない活動となるよう配慮するものとする。

4 団員に体調不良の兆候が見られた場合は、速やかに交代・離脱させ、必要に応じて救急対応等の措置をとるよう努める。

#### (PTSD 等精神的影響への配慮)

第 38 条 災害出動後、精神的影響が見られる団員については、団長は消防局と連携し、適切な配慮に努めるものとする。

2 団員は互いに心身の変化に気付き合い、異変が見られる場合は速やかに分団長に報告するものとする。

#### (女性の消防団員の活動制限)

第 39 条 労働基準法第 64 条の 3 および労働安全衛生法の趣旨に基づき、女性の団員の健康と安全を確保するため、次に掲げる活動には従事しないものとする。

(1) 重量物の反復運搬等、著しく体力を消耗する作業

(2) 重大な転落・転倒の危険を伴う作業

(3) 化学薬品、著しい高熱・低温、毒劇物などに曝露される恐れのある作業環境での活動

#### (高所作業の制限)

第 40 条 墜落制止用器具の着用が必要とされる高所作業については、団員の安全を確保する観点から実施しないものとする。

#### (NBC 災害等に係る安全管理)

第 41 条 化学物質、生物剤または放射性物質等による災害が疑われる場合、団員は、消防局の現場最高指揮者の指示があるまで現場へ立ち入らないものとする。

2 団員の健康と安全を確保するため、汚染の疑いがある区域への立ち入り、汚染された資機材の取り扱いおよび除染行為は行わないものとする。

#### (資機材の安全な使用)

第 42 条 ホース、可搬ポンプ、発電機、チェーンソー、照明器具その他の資機材を取り扱う際は、事前に取り扱い方法を十分に理解し、安全を確認のうえ使用するものとする。

2 資機材の操作に不安がある場合や、適切な使用が困難と判断される場合は、無理な操作は行わず、熟練した団員に交代を申し出ることができる。

3 資機材の保守・点検は、所属分団において平常時に実施するとともに、損傷や異常が確認された場合は直ちに使用を中止する。

4 燃料・電気・刃物等を用いる機器については、取り扱いに十分注意し、可燃物や人の近くでは使用しないなど、現場状況に応じた安全管理を徹底するものとする。

(交通事故の防止)

第 43 条 団員は、災害出動、訓練、広報活動等において積載車等を運行する場合、交通法令を遵守し、法定速度を超えない範囲で慎重に運転するものとする。

2 夜間や悪天候時など、視界が悪い状況での運転・移動に際しては、照明器具、警告灯、反射材等を活用し、団員及び周囲の安全確保に努める。

3 道路状況等により運行が困難であると懸念される状況では、安全な手段への切り替えや、必要に応じて出動中止等の判断を行うことができる。

(装備の着用)

第 44 条 災害活動、訓練その他の現場活動に際しては、消防団活動服、ヘルメット、手袋、安全靴、その他必要な装備を着用し、自らの安全を確保するものとする。

2 装備の着用が困難な場合には、後方支援を行うなど無理な活動を避け、適切な装備を整えた上で対応するものとする。

3 装備の保管・整備については、各分団において平常時から適切に管理し、使用に支障のある状態が確認された場合、速やかに方面隊長に報告する。

(公務災害・国家賠償の適用)

第 45 条 団員が公務により負傷、もしくは疫病にかかり、その結果として死亡または障害の状態となった場合、大分市消防団員等公務災害補償条例の定めによるものとする。

2 団員が災害活動中に第三者に損害を与えた場合、方面隊長は、速やかに団本部へ報告するものとする。

## 第 7 章 広域災害対応

### 第 1 節 応援出動

(応援出動の決定と部隊の編成)

第 46 条 大分県消防団相互応援協定に基づく応援要請により、市長から出動の指示があった場合、団長は、当該災害の規模および要請内容をふまえ、所管する区域内に支障のない範囲で必要な部隊を編成し応援出動を行うことができる。

2 団長は、応援出動に際しては、団指揮隊を編成し、方面隊長を師団長、隊員を分団長以上の階級にある者 2 名をもって充てることができる。

3 局長は、前項により編成した団指揮隊に消防局職員を帯同させることができる。

#### (活動の範囲)

第 47 条 応援出動における団員の活動は、受援市町村長の指揮下で、定められた範囲内で行うものとする。

#### (集結、活動及び引き揚げの方針)

第 48 条 出動部隊は、団長が指定する場所に集結し、団指揮隊の指示に従い現地活動を行うものとする。活動は原則として日没までとし、宿泊を伴う活動は行わない。ただし、受援市町村との調整により必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 活動の終了および引き揚げについては、大分県消防団相互応援協定の定めに従い、受援市町村との協議に基づき市長が判断するものとする。

#### (後方支援本部の設置および運用)

第 49 条 団長は、団本部に後方支援本部を設置し、消防局その他関係機関との調整、必要資機材・物資の手配、団本部の運営等を行い出動部隊の活動を支援することができる。

2 後方支援本部は、団長および団長が指名する方面隊長で構成し、必要に応じて消防局に支援を求めることができる。

3 団指揮隊長は、活動状況等を逐次後方支援本部に報告するものとする。

#### (補給体制)

第 50 条 団員の健康保持および活動継続のため、必要に応じて飲料、食料、衛生資材等の補給を行い、その調整は後方支援本部が行う。

2 必要な装備・資機材の補充は、団指揮隊と後方支援本部が調整して対応することができる。

3 後方支援本部は消防局等と連携し、必要な物資について調整することができる。

4 物資等の搬送が必要となった場合、団本部が対応することができる。

#### (活動記録および情報共有)

第 51 条 後方支援本部は、活動内容、団員配置、資機材の補給状況等を記録・整理し、必要に応じて消防局や関係機関と共有するものとする。

#### (団員の身分および補償)

第 52 条 応援出動に従事する団員の身分および災害補償等については、関係法令、大分県消防団相互応援協定の定めによる。

#### (市長への報告)

第 53 条 団長は、応援出動を行った場合、その状況および結果について消防局と調整のう

え、市長に報告するものとする。

## 第2節 受援体制

### (支援活動の実施)

第54条 消防団は、緊急消防援助隊または他の市町村からの応援部隊が大分市域内に来援した際には、大分市消防局緊急消防援助隊受援計画に基づき、次の支援活動を行うことができる。

- (1) 地域内における主要拠点や活動現場までの誘導支援
- (2) 積載車等を用いた応援部隊の人員および資機材の搬送支援
- (3) 休憩、待機、資機材保管等の目的での車庫詰所の提供
- (4) その他被災状況に応じた必要な措置や支援

2 消防団の支援活動は、地域案内、搬送、施設提供等の後方支援に限り、団員に危険が及ばない範囲で行うものとする。

### (連絡調整および活動の範囲)

第55条 団長は、受援時の活動について、局長と緊密に連携し、応援部隊との情報共有および調整を行うものとする。

### (支援内容の記録および報告)

第56条 分団長は、受援時における消防団の支援活動の内容については、適宜記録し、方面隊長を通じて団長に報告するものとする。

### (その他)

第57条 受援時における消防団の活動は、消防局と連携のもと、現場の状況に応じ柔軟かつ適切に対応するものとし、団員の安全確保を最優先とする。

## 第8章 災害時の女性分団の活動

### (女性分団による後方支援活動)

第58条 本章は、大分市消防団に関する規則第5条第3項第1号に基づき、女性分団が担う後方支援、現場広報、避難所支援、その他災害時における安全かつ実効性のある後方支援活動に関する必要な事項を定める。

### (活動の範囲)

第59条 女性分団の災害現場での活動は、原則として危険区域外において実施し、災害の状況、団本部または分団長の指示により次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 避難所等における支援活動
- (2) 消防職団員に対する補給・休息支援
- (3) 避難者への広報および案内支援
- (4) 災害記録、写真撮影、記録補助
- (5) その他、団長が適当と認める支援活動

(女性分団への出動要請)

第 60 条 女性分団の活動を要する出動要請は、局長または方面隊長が団長に対して要請するものとする。

2 団長は、前項の要請内容を確認の上、必要と認める場合、女性分団長に対して出動を指示する。

3 団長は、女性分団の出動に際して、必要に応じて消防局に支援を求めることができる。

(女性分団の出動要領)

第 61 条 女性分団長は、団長から後方支援活動の指示を受けた場合、速やかに女性分団に所属する団員からなる後方支援隊を編成することができる。

2 後方支援隊は、防災學習車等を使用し、原則として 3 人以上 5 人以下で構成、隊長は班長以上の階級の者から指名する。ただし、分団長が適任と認める場合はこの限りでない。

3 前項にかかわらず、必要に応じて後方支援隊の人員を増員することができる。

(消防職団員への補給支援および休憩所整備)

第 62 条 女性分団は、団長の指示により、消防職員および団員に対する飲料水、簡易食料、冷却資材等の補給支援を行うことができる。

2 必要に応じて、安全な場所において休憩所を整備し、消防職団員の活動環境を確保することができる。

3 前各項に加え、次に掲げる後方支援活動を行うことができる。

- (1) 資機材置場の整備および資材補充の補助
- (2) 夜間照明機材の設置等、明かりの確保
- (3) 衛生資材の提供や手洗い等の衛生環境整備
- (4) 消防職団員への声かけ、その他心理的安全性の確保に資する行動
- (5) その他団長が適当と認める後方支援活動

4 災害現場において消防局が支援車等後方支援資機材を展開している場合、その支援活動を補助することができる。

(避難所運営支援)

第 63 条 女性分団は、公的な避難所が開設された場合において、市福祉保健部から団長へ

明確な支援要請があり、団長がこれを認めたときに限り、当該避難所の運営の支援を行うことができる。

(災害状況の記録)

第 64 条 女性分団は、団長の指示により、災害時における被害状況、避難状況、支援内容等について、写真撮影、記録作成等の方法により情報を記録し、団本部に報告するものとする。

(女性分団における安全確保)

第 65 条 女性分団に所属する団員は、活動に際してその安全が確保されるよう十分に配慮し、危険が伴う区域での活動は行わないものとする。

2 災害現場において、身体的または精神的に不安や危険を感じた場合は、活動を中止し、安全な場所へ退避することができる。

3 地域住民等の第三者からの言動により不安や困惑を感じた場合においても、前項に準じて、活動の中止および退避を行うことができる。

## 第 9 章 計画の運用

(運用上の裁量)

第 66 条 本計画に定めのない事項、または、計画の運用に際して判断を要する事項については、消防局と協議のうえ、団長が必要な措置を行う。

(他規程との整合)

第 67 条 本計画の運用にあたっては、必要に応じて大分市地域防災計画および大分市消防計画等の関係計画との整合を図るものとする。

## 附則

1 本指針は、令和 7 年 12 月 17 日から施行する。

2 本指針は当面、訓練・研修における運用を通じて試行し、必要に応じて改訂を行うものとする。